

広島県告示第二百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県福山地域事務所建設局において、平成二十年三月二十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十年三月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道新市七曲西城線	神石郡神石高原町父木野二四五一番一地从先から 神石郡神石高原町父木野二四七六番一地从先	平成二〇年三月六日
県道小島荒谷線	神石郡神石高原町父木野二四五一番一地从先から 神石郡神石高原町桑木九三九番一地从先まで	